

○袋井市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

令和6年9月30日

袋井市議会告示第2号

(趣旨)

第1条 この告示は、袋井市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和6年袋井市条例第23号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報告書等)

第2条 条例第2条第1項の請負状況等報告書（以下「報告書」という。）の様式は、請負状況等報告書（様式第1号）とする。

2 条例第2条第2項の訂正届（以下「訂正届」という。）の様式は、訂正届（様式第2号）とする。

(報告書の訂正)

第3条 議員は、訂正届を提出したときは、当該訂正届に係る報告書に訂正内容を記載し、署名するとともに訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、当該訂正した箇所は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

(報告書等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の報告書の閲覧は、当該報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して30日を経過する日の翌日からすることができる。

2 条例第4条第2項の訂正届の閲覧は、当該訂正届が提出された日の翌日から起算して30日を経過する日の翌日からすることができる。

3 条例第4条第2項の報告書及び訂正届（以下「報告書等」という。）の閲覧は、議長が指定する場所において、市の執務時間中にしなければならない。

4 報告書等は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

5 報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

6 議長は、前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(期限等の特例)

第5条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、袋井市の休日を定める条例

(平成17年条例第2号) 第1条に規定する休日(次項において「休日」という。)に当たるときは、その翌日をもってその期限とみなす。

2 前条第1項及び第2項の閲覧をすることができる最初の日(以下この項において「閲覧開始日」という。)が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

#### 附 則

この告示は、公示の日から施行する。

請負状況等報告書

年 月 日

袋井市議会議長

袋井市議会議員

1 請負の有無 有 ・ 無

2 請負の状況

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である場合はその旨）	前年度（会計年度）に支払を受けた額（円）

支払を受けた額の合計額	円
-------------	---

(注)

- 1 契約金額及び支払を受けた額は、消費税及び地方消費税込みの額を記載すること。
- 2 書面における契約でない場合の契約締結日は、支払を受けた日とすること。

様式第2号（第2条関係）

訂正届

年 月 日

袋井市議会議長

袋井市議会議員

袋井市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

- 1 訂正する事項及び内容
- 2 訂正の理由